

県外妊婦健康診査受診費用請求手続き

【対象者】 天理市在住で、奈良県外で妊婦健康診査を受診された方

【提出先】 天理市保健センター

☆申請の締め切りは受診された年の年度末（3月31日）となります。
締め切りを過ぎたご請求はお支払できませんのでご注意ください。
年度末の妊婦健康診査受診の方はご相談ください。

【費用請求ができる内容】

基本妊婦健診項目・自費検査項目

（血液検査・子宮頸がん検診・超音波検査・GBS検査・性器クラミジア検査 等）

※両親学級で使用するパンフレット等は含みませんのでご注意ください。

【必要書類】

① 該当回数分の妊婦健診補助券

② 妊婦健康診査費用 申請書兼請求書（医療機関の証明印が必要）

…医療機関の証明を取られない場合は【医療機関証明なし ver.】の請求書をご使用ください。

③ 妊婦健康診査受診時の領収書（医療機関の印鑑が押してある領収書の原本）

…金額・明細確認後、原本を返却させていただきます。

但し、医療機関の証明印がない場合には支払手続きに必要ですので領収書（原本）は提出頂きます。なお、提出頂いた領収書（原本）は返却できません。

④ 印鑑

記入に誤りがある場合、押印による訂正が必要になるため

⑤ 口座番号のわかるものの写し

通帳のコピーまたは、ネットバンクを利用の方は口座番号が確認できる画面を印刷したもの等

【妊婦健診費用請求書の書き方】 見本参照

《ご本人記入箇所》…以下の3箇所以外の記載は無効となりますのでご注意ください。

★①申請者欄 …押印が必要です。

★②妊婦健康診査受診者欄

★③振込口座欄

※訂正時は必ず訂正印を押してください。

《医療機関での証明》

・医療機関証明欄へは、基本券の回数と同じ欄に妊婦健診費用の記入をしてもらってください。

・医療機関所在地名、名称、代表者名と医療機関印が必要です。

・医療機関証明欄に誤りがある場合は、再度医療機関において証明が必要な場合があります。

・医療機関証明欄はご本人でのご記入は無効になりますので、記入しないでください。

・証明には文書料が発生する場合があります。

妊婦健診費用には含まれませんので本人負担になります。

・万が一、医療機関から証明を取られなかった場合は、医療機関の印鑑が押してある領収書の原本を提出してください。

【口座振り込み】

・提出から1～2か月ほどでご指定の口座へ、振込をいたします。

ご不明な点は天理市保健センターまでお問い合わせください。電話：0743 - 63 - 9276（直通）

郵送先：〒632-8555 奈良県天理市川原城町 605 番地 天理市役所健康推進課（保健センター）